

白岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和5年3月31日に公布され、一部の規定について、令和5年4月1日に施行されたことに伴い、条例改正を行ったものである。

2 改正の概要

(1) 国民健康保険税賦課限度額の改正（第2条及び第20条関係）

地方税法施行令で定められた額と同額とする。

（後期高齢者支援金等分限度額：20万円⇒22万円）

■ 国民健康保険税賦課限度額比較表 ■

区 分	改 正 前	改 正 後
基礎課税分（医療分）	65万円	65万円
後期高齢者支援金等分	20万円	<u>22万円</u>
介護納付金分	17万円	17万円
合 計	102万円	<u>104万円</u>

(2) 国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得の基準の改正（第20条関係）

ア 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額を現行の28万5千円から29万円に引き上げた。

イ 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額を現行の52万円から53万5千円に引き上げた。

■ 国民健康保険税軽減判定所得基準額比較表 ■

区 分	改 正 前	改 正 後
5割軽減世帯 （被保険者等の数に乗じる額）	28万5千円	<u>29万円</u>
2割軽減世帯 （被保険者等の数に乗じる額）	52万円	<u>53万5千円</u>

(3) 特例対象被保険者等に係る申告（第21条の2関係）

非自発的な理由により離職した一定の者である特例対象被保険者等に係る課税の特例の対象者を把握する必要から、特例対象被保険者等であることの実を証明するために提示する書類の一つを「雇用保険受給資格通知」とすることとした。

(4) その他

その他規定の整理を行った。

3 施行期日及び適用区分

(1) 施行期日は、令和5年4月1日とした。

(2) 改正後の条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、従前の例による。